

授業料と「高等学校等就学支援金制度」に関するお知らせ

札幌市立高等学校の授業料は、全日制は月額9,900円、定時制は月額2,700円ですが、国の制度である「高等学校等就学支援金」を受ける方は、授業料が実質無料となります。

今回は、令和7年7月～令和8年6月分の継続または申請についてのご案内となります。

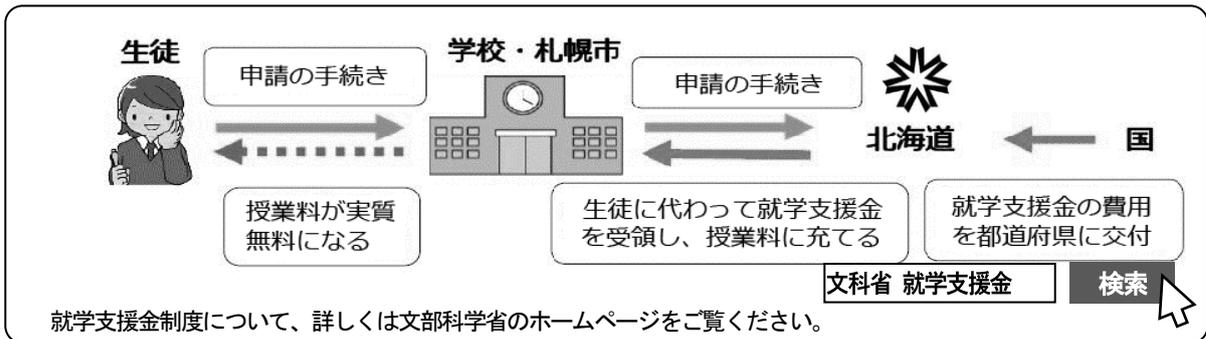
以下の説明をよくご覧になり、手続きが必要になる方は期限内に必ず手続きしてください。

1 高等学校等就学支援金とは

保護者等の所得が基準額（モデル世帯※1で年収の目安910万円程度）より少ない方は、札幌市立高校を含む公立高校の場合、授業料相当額が国から給付され、授業料が実質無料となる制度で、8割以上の生徒がこの制度による給付を受けています。

就学支援金が認定された生徒の授業料は国が負担し、札幌市に直接支払われます。このため、生徒は授業料を納める必要がなくなり、授業料が実質無料となります。

※1 「モデル世帯」とは、両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の子供がいる4人世帯の場合です。家族の人数や年齢、働いている方の人数などによって、目安となる年収の金額は異なります。



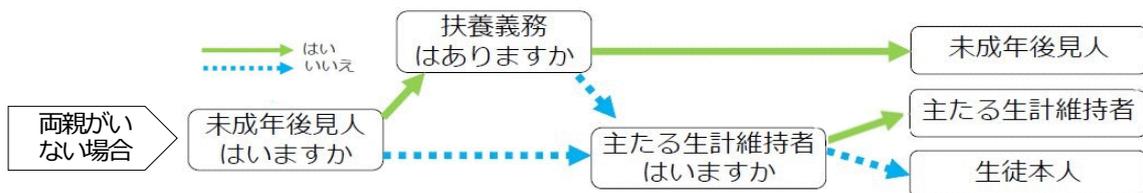
2 受給資格

日本国内に住所を有する方で、次の要件をすべて満たす方が就学支援金を受けることができます。

- (1) 保護者等※2・3の市町村民税の「課税標準額×6%－調整控除の額※」の合計が**304,200円未満※4**
- (2) 高等学校等を卒業または修了していない ※政令指定都市の場合は調整控除の額×3/4
- (3) 高等学校等に在学した期間が通算で36か月※5を超えていない

※2 保護者等は原則として両親（離婚や死別により親権者が1人の場合はその1人）ですが、DVや失踪などで生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難な方や、継父・継母の場合で生徒と養子縁組を行っていない方は保護者等に含めません。

※3 両親ともにいない場合、次の方を保護者等とします。別途提出書類が必要となりますので、学校までお申し出ください。



※4 合計が304,200円以上なった場合は、就学支援金ではなく、臨時支援金の対象となります。

- ※5 定時制・通信制の高校に在学した期間は、1か月を3/4か月に換算します。
 (例：定時制高校に20か月在学した場合、在学期間は $20 \times 3/4 = 15$ か月として計算)

3 認定・支給期間

就学支援金の認定・支給期間は、7月から翌年6月までです。(4～3月ではありません。)

毎年6月頃に所得・住民税の情報が更新されるため、更新後の所得情報で審査を行い、7月以降の就学支援金支給の可否を審査します。この審査は、支給権者である北海道が行い、原則として、申請者から事前に提出を受けている保護者等のマイナンバーを利用して所得情報の確認を行います。

4 就学支援金オンラインシステム『e-Shien』について

生徒自身がインターネットに接続できるパソコンやスマートフォン等から『e-Shien』にアクセスして、就学支援金の申請、本人・保護者等情報の入力・確認・修正、申請結果の確認などをすることができます。

『e-Shien』のご利用にはログインIDとパスワードが必要です。入学時に学校から交付された「ログインID通知書」に記載のIDとパスワードを使用してください。通知書の紛失などによりIDとパスワードが分からない方は、学校へ申し出てください。

高等学校等就学支援金オンラインシステム『e-Shien』 ログインページ

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

・『e-Shien』の利用にはインターネット環境が必要です

(スマートフォンやタブレット等の携帯端末も利用できます)。

・インターネット環境がない等の事情により『e-Shien』を利用できない方は学校にご相談ください。



高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル

※ 今回は継続届出編を主に使用します。

【共通編】

https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/01_manual_eshien2311kyotsu.pdf

【新規申請編】

https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/02_manual_eshien2506shinki.pdf

【継続届出編】

https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/03_manual_eshien2506keizoku.pdf

【変更手続編】

https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/04_manual_eshien2506henkou.pdf

【家計急変・新規申請編】

https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/05_manual_eshien2403kakeishinki.pdf

【家計急変・継続届出編】

https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/06_manual_eshien2403kakeikeizoku.pdf

【家計急変・変更手続編1】

https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/07_manual_eshien2506kakeikeizoku.pdf

【家計急変・変更手続編2】

https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/documents/08_manual_eshien2506kakeihenkou2.pdf



【共通編】



【新規申請編】



【継続届出編】



【変更手続編】



【家計急変・新規申請編】 【家計急変・継続届出編】² 【家計急変・変更手続編1】 【家計急変・変更手続編2】

5 7月分以降の継続手続き

(こちらは継続の方へのご案内です。現在受給していない方は「7 新たに申請する場合」をご覧ください。)

- ・ 保護者等のマイナンバーをすでに提出済みの場合、保護者等の所得情報の更新・審査が自動的に行われるため、継続のための手続きが原則不要となり、生徒は特に手続きを行う必要はありません。高校生等臨時支援金を希望しない場合は、お申し出ください。
- ・ ただし、令和6年度の就学支援金（令和6年7月～令和7年6月分）手続きの際に『マイナンバーカードの読み込みによる自己の所得情報を取得した方』は、今回もご自身で手続きが必要です。2ページ目の「e-shien 申請者向け利用マニュアル（継続届出編）」を参照してください。また、併せて高校生等臨時支援金の申請も行ってください。
- ・ マイナンバーを提出していない方は、別途手続きが必要になりますので、学校に申し出てください。

■ 保護者等の情報に変更がある場合

マイナンバーを提出したときに入力（記入）した保護者等の情報に変更がある場合は、『e-Shien』の「保護者等情報」を修正して、変更申請をする必要があります。学校での事前処理が必要になる場合がありますので、変更申請をする場合は、事前に学校に申し出てください。

保護者等情報の修正方法は、「e-shien 申請者向け利用マニュアル（変更手続編）」6ページを参照してください。

(保護者の情報に変更がある場合の例) ~次のような場合は『e-Shien』での変更申請が必要です。

- ① 保護者の名字が変わった
- ② ひとり親だった保護者の再婚などにより保護者が増えた **【マイナンバーの追加提出も必要です】**
- ③ 離婚や死別などにより保護者が減った
- ④ これまでの保護者から別な保護者に変更になった **【マイナンバーの追加提出も必要です】**
- ⑤ 2年生以上の生徒で、令和6年中に市区町村をまたぐ転居等により保護者の課税地が変わった
 - ※ 課税地は、通常は令和7年1月1日時点の住民登録地（市区町村）ですが、住民登録地と実住所が異なる場合は、令和7年度に課税されている市区町村が課税地となります。
 - ※ 2年生以上で令和6年までにマイナンバーを提出している場合、令和6年1月1日現在の保護者の課税地（市区町村）が登録されていますが、今回の審査で必要になるのは令和7年1月1日現在の課税地ですので、課税地を修正する必要があります。なお、札幌市内の転居で区が変わった場合は、課税地は「札幌市」のままで変わりませんので、修正は不要です。（「市区町村」の「区」は、東京都の特別区を指します。）

【マイナンバーの追加提出について】

マイナンバーを提出していない方が新たに保護者等になった場合（上記の例では②と④が該当）は、『e-Shien』でご入力いただくか、所定の書類に記入のうえ、その方のマイナンバー確認書類を添えて学校に提出する必要があります。該当する方には必要書類を交付しますので、学校に申し出てください。また、マイナンバーカードをお持ちの方は、ご自身で所得情報の取得も可能です。

注意：マイナンバーを提出していても、北海道での審査の段階で、所得未申告や保護者等情報の登録誤りなどにより所得の確認ができなかった方や、確認事項のある方は、所得証明書など追加書類の提出が必要になる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。対象となる方には、学校から個別に連絡します。

6 7月分以降の継続を希望しない場合

「5 7月分以降の継続手続き」に記載のとおり、令和7年6月分までの就学支援金を受けている方は、何もしなければ自動的に令和7年7月以降分の継続のための審査が行われます。

7月分以降の継続を希望しない方は、学校に必ず申し出てください。

7 新たに申請をする場合

令和6年7月（1年生は令和7年4月）～令和7年6月の就学支援金を受けていない方（申請していない方や不認定となった方など）で、今回申請する方は、新たに「受給資格認定申請」をする必要があります。

学校での事前処理が必要になりますので、申請を希望する方は学校に申し出てください。

（新規申請にあたって必要な手続き）

- ・ 『e-Shien』で、受給資格認定の申請が必要になります。「申請者向け利用マニュアル（新規申請編）」5～22ページを参照のうえ、『e-Shien』に必要事項を登録してください。すでに入力されている項目は、内容を確認して、誤りや変更がある場合は適宜修正してください。
- ・ 学校から『e-Shien』利用のための「ログインID通知書」の交付を受けていない場合や、紛失してしまった場合などは、学校に申し出てください。
- ・ 保護者等のマイナンバーを提出したことがない方は、併せて提出が必要になります。

8 手続きの期限

以上5～7に関する手続きが必要な方は、できるだけ早めに学校にお申し出のうえ、次の期限内に必要な手続きを行ってください。

令和7年7月18日（金）

※ 申請・登録の内容について、必要に応じて学校から確認の連絡をする場合があります。

9 申請後の収入の更正（修正）について

継続届出を行った後、税の更正等により所得額が変更となった場合は、更正通知書等を受け取った日の翌日から15日以内に再申請が必要となりますので、すぐに学校へご連絡ください。

〈お問い合わせ〉 市立札幌大通高等学校 事務室 （電話）011-251-0229